



子ども・子育て支援制度

松田 由雄

問 育児休業中の年長の子の保育の取り扱いについて伺う。また、入所の資料にも出ているが、原則退園となっているが、見解を伺う。

健康福祉部長 保護者が育児休業を取得する場合は、3歳以下の児童については、保護者の産後休暇終了後に退所となる国の基準に基づいて定めています。平成14年の国からの通知に基づいています。

継続通園認めるべきでは

問 厚生労働省は、私が今述べた継続通園を認めるべきケースとして3つほど示している。一つは、小学校入学を控えた5歳児、二つは保護者の健康状態や子どもの環境変化が好ましくない場合、その他の場合は自治体の判断に任せる。これを受けて埼玉県所沢市は、継続通園を認める範囲を限定的に解釈して引き延ばしたようだが、認識を伺う。

健康福祉部長 例外的な取り扱いとして、今お話しがありました子どもの保護者の健康状態や子どもの発達上の環境、岩沼市が児童福

祉上、継続して入所が必要と認めるとき、さらに災害により入所が必要であれば、対応していきたいと思えます。

問 平成28年度保育所入所のしおりに原則退園と書いているが、この部分を廃止、削除すべきと思うがどうか。

市長 3歳以下の児童については、やはり退園していただくことが基本原則です。これは今、待機児童が多数いますので、入所基準を変更することなく、今のままで行きたいと思えます。

◎その他の一般質問

- ・ T P P (環太平洋連携協定)
- ・ 国保の負担軽減
- ・ 市役所の臨時・非常勤職員の労働条件改善



高齢者支援

長田 忠広

問 介護支援ボランティア制度は、65歳以上の方が介護ボランティアをした場合に、活動の実績に応じてポイントを交付、このポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てられる。先進地では商品券に交換する所もある。

この制度の目的は、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康にもつながる。いわゆる介護予防にもつながるといふ側面がある。

このことについて、平成21年第3回定例会、平成22年第3回定例会で介護支援ボランティア活動の導入を提案した。そこで、あらためて介護支援ボランティア制度を導入してはどうか。

総務部参事 介護支援ボランティア制度は、平成26年に策定した「第6期高齢者福祉計画介護保険事業計画」において、元気な高齢者による有償ボランティア体制の構築を掲げています。

現在、この有償ボランティア制度の在り方として、介護支援ボランティア制度、またボランティア

活動に関する対価の仕組みを検討している状況です。

介護支援制度導入しては

問 高齢者困りごと事業とは、一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯では、電球の交換や重い物の移動など日常生活でちょっとしたことができない時にお手伝いをする事業のこと。基本的には社会福祉協議会が中心に行っているところが多くある。

そこで、社会福祉協議会と連携し、この事業を創設してはどうか伺う。

総務部参事 これから高齢者が増えていく中で、電球の取り換えを含め、さまざまな小さなことの対応といったことも生活支援サービスのなかで考えていきたいと思えます。

◎その他の一般質問
・ A E D (自動体外式除細動器)設置